

SUN フィットネス会員 規約

名称及び所在地

第1条 本クラブの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本クラブ」という)

運 営

第2条 本クラブの運営・管理(メンバー資格の得喪変更、会費、諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は、株式会社 シー・エイチ・アイ ホテルセキア が行います。

目 的

第3条 本クラブは、入会されたメンバーが本クラブ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフをエンジョイすることを目的とします。

入会資格

第4条

- ① 本クラブへの入会資格は、別に定める各メンバー種類、法人の各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「メンバー」という)
- ② 刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。
- ③ 上の第4条②を適用して、強制退会された方の再入会を認めないこととします

メンバーの種類

第5条 本クラブのメンバー種類・法人及び各要件は別に定める通りです。

入会手続

第6条

- ① 本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要に応じて医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
- ② 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第20条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

入会金

第7条 メンバーは、本クラブの定める入会金を所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。尚、当該する入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返金致しません。

資格停止及び除名

第8条 本クラブは、メンバーが次の各号の一つでも該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用を3ヶ月以上滞納したとき。
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本クラブの施設を故意に毀損したとき。
3. 本クラブの名誉、信用の毀損、または秩序を乱したとき。
4. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
5. メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
6. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
7. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
8. その他クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。
9. 本クラブ内でメンバー間での物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為が判明したとき。
10. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。

メンバー資格の喪失

第9条 メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。メンバーが資格を喪失した場合には、第11条に規定するメンバーズカードその他本クラブより貸与されている品物がある場合には速やかに返還してください。

メンバー資格の譲渡禁止

第10条 メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡することはできません。

メンバーズカード

第11条 本クラブは、メンバーに対してメンバーズカードを貸与します。尚、メンバーが本クラブを利用するときは、メンバーズカードを掲示しなければなりません。

会費等の支払

第12条 メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。

会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。

施設利用料

第13条 メンバーは、本クラブを利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

休 会

第14条

- ① メンバーは、各月の末日（末日が休館日の場合前日営業日）までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、末日を過ぎた場合は翌々月の扱いになります。
- ② 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし休会費は本クラブが定める金額とします。休会最終月の末日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。（最長1回につき連続1年間まで）

メンバー種類の変更

第15条 メンバーは、各月の末日（末日が休館日の場合前日営業日）までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月からメンバー種類を変更することができます。末日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月の扱いになります。

退 会

第16条 メンバーは、各月の末日（末日が休館日の場合前日営業日）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。末日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月の扱いになります。尚、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

ビジターの利用

第17条

- ① 本クラブは、メンバーの同伴によりメンバー以外の方（以下「ビジター」という）に本クラブを利用させることができます。ビジターは、本クラブの施設を利用するにあたり、本規約第20条に準ずるものとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、本クラブは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。尚、ビジターの料金、その他に関する規則は別に本クラブが定めたものとします。

休業

第18条 本クラブは、原則として別紙に記載する日を定休日とします。また、その定休日の他、諸施設の補修、その他本クラブの都合により休業することがあります。尚、休業に関してのお知らせは原則として事前に館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

施設の廃止・利用制限等

第19条

① 本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水雪災害、地震等の災害により本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他、閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

② 本クラブは、施設を利用して一般を対象としたイベント等をあらかじめ館内掲示することにより開催することができます。尚、メンバーはこれらのイベントで使用する間の一部の設備を原則として利用できないものとします。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。

メンバーの利用及び事故

第20条

- ① メンバーは、自己責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
- ② 本クラブは、メンバーが本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我、その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
- ③ メンバーは、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

責任事項

第21条 メンバーは、本クラブがメンバー制であることを認識し、同伴したビジターの本クラブ内における行為、クラブに対する支払い及び事故等一切につき連帯責任を負うものとします。

変更事項

第22条 メンバーは、住所または連絡先等、入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

諸費用の改定

第23条 本クラブは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは事前に施設館内への掲示にてメンバーに告知するものとします。

細 則

第24条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

改 定

第25条 本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍するすべてのメンバーに及ぶものとします。尚、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは事前にその内容を施設内への掲示及にてメンバーに告知するものとします。

附 則

第26条 本規約は 2012年 7月 20日より施行します。

名称及び所在地

名称：株式会社シー・エイチ・アイ ホテルセキア
SUNフィットネス

住所：熊本県玉名郡南関町大字関村 1556

会員は、次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、本クラブを誹謗、中傷すること。
- (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 本クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- (10) 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- (11) 高額な金銭、物の館内への持ち込み。
- (12) 本クラブの施設内の秩序を乱す行為。
- (13) 自らの会員証を他人に貸与したり、使用させる行為。
- (14) 他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為。
- (15) その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。
 - 会員証をお持ちください。
 - 届出期日は**変更希望月の前月最終営業日**までです。（例 4月1日より変更希望→3月最終営業日が届出期日）
 - 月会費会員（法人会員含む）から気軽に都度利用へ変更される場合は、**変更希望月の前月最終営業日**までに手続きが必要です。（前月月末が休館日の場合は前営業日が届出期日）

またこの場合、手続きは施設フロントのみの受付です。（例 4月1日より変更希望→3月最終営業日が届出期日）

- 月単位でのお手続きです。週割、日割りでのお手続き、月途中での変更はできません。

利用規約、個人情報の取扱いについて同意の上、入会を申し込みます。

契 約 日： _____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）

本人ご署名： _____